

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

| | |
|--|--------------------|
| 事業番号 | ★ D23 - 1 - 7 |
| 要綱上の事業名称 | 復興地域づくり加速化事業 |
| 細要素事業名 | 簡易仮設宿泊施設整備事業（田老地区） |
| 全体事業費 | 148,782千円 → 0千円 |
| <p>1 事業の目的 住宅の自力再建を行う者から住宅の建設を請負った工務店等に対し、遠隔地からの工事従事者のための仮設宿泊施設としてプレハブ仮設を建設（リース）、貸与することにより、早期の住宅再建を支援するとともに、被災地における住宅建設費の高騰の抑制に寄与することを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 【平成27年度事業内容】 当事業は、遠隔地からの工事従事者のための簡易仮設宿泊施設を整備するため、民間事業者から物件を賃貸借するものである。なお、目的を達成するため、施設は無償で貸与する。 ●仮設宿泊施設として整備予定戸数 24戸 → 0戸</p> <p>3 事業のスケジュール 平成27年7月 予算化 平成27年8月 入札により業者決定 平成27年8～9月 整備期間 平成27年10月 運用開始 平成28年2月 事業取下げ</p> <p>4 基幹事業との関連性 田老地区では、被害棟数1,076棟、うち浸水区域内の建物の約83.8%が流出または撤去となる被害を受けた。現在、田老地区では土地区画整理事業を実施している区域を除き、浸水区域を非居住地区として危険区域に指定し、防災集団移転促進事業による高台移転を計画している。土地区画整理事業180区画は平成26年度から換地指定が始まっており、平成27年度で完了する見込みであることや、防災集団移転促進事業161区画の土地引渡を平成27年9月に予定しているため、住宅再建工事が集中し、工事従事者が不足する田老地区において、遠隔地から工事従事者を確保する際に必要な宿泊施設を確保することにより、これらの事業の推進に寄与するものである。</p> <p>5 事業費の内訳 賃借料 148,782千円（平成27年10月～平成30年9月：3年間） → 0千円 （変更理由） ①荷竹農村仮設住宅の職人用宿舍転用戸数が事業計画想定時よりも24戸多い4棟30戸が提供されている。また、平成28年6月頃には新里地区の仮設住宅が全室退去予定である。 ②7月30日に宮古信用金庫が日本財団と連携した「わがまち基金」の設立を行い建設業者向け宿泊費用の助成事業を公表し、建設業者にとって応援職人の宿泊場所が確保しやすい環境が整った。 ③事業計画想定時よりも状況が変化し、既存の施設転用で建築職人用宿舍の需要を満たすと想定されることから、復興交付金を利用しての建設を実施する状況にはないと判断するため事業申請の取り下げを行う。</p> <p>6 その他 当事業は、復興庁による住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）に基づく事業である。 【住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）：平成26年5月27日復興庁発表】 ●民間住宅の早期自立再建支援パッケージ ○再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援 （I - (I) - ②）</p> | |

※ この様式は、原則として、参考様式第1の別添2に記載した細要素事業名ごとに作成し、概要を示す図面を添付してください。